

総合資源エネルギー調査会  
電力・ガス事業分科会 第31回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和3年3月10日（水）16：00～18：27

場所 オンライン会議

○下村電力産業・市場室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第31回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただき誠にありがとうございます。現在の状況を鑑み、本日もオンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでも傍聴可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日、石井専門委員におかれましては御欠席、秋元委員、村松委員におかれては遅れての御参加、大橋委員におかれましては18時半までの御参加と御連絡をいただいております。

本日の小委員会は2時間30分を予定してございますけれども、議論の状況によっては30分ほど延長する場合がございます。あらかじめ御了承ください。

次に、委員の御紹介をさせていただければと思います。

ACG取締役の石村委員がこのたび御退任となりまして、新たに花王株式会社取締役会長、澤田道隆委員に御就任をいただきました。総合資源エネルギー調査会運営規程に基づきまして、本小委員会の上位組織である電力・ガス事業分科会の山内分科会長の御指名を受けて御就任をいただいております。

それでは、よろしければ澤田委員、一言御挨拶を頂戴できますと幸いです。

○澤田委員

聞こえていますでしょうか。

○下村電力産業・市場室長

大丈夫でございます。

○澤田委員

花王株式会社の澤田でございます。今回から委員として参加をさせていただきます。本来なら皆様に直接御挨拶を申し上げないといけないところですが、コロナ禍でございますので、御無礼をどうかお許しください。

皆様御存じのように花王株式会社は生活に密着した製品を提供しておりますので、生活者目線

で電力・ガスの基本政策に関われればと思っております。内容的にちょっとまだ十分理解できていませんので、まずしっかりと理解をするところから始めさせていただければと思います。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

○下村電力産業・市場室長

ありがとうございます。事務局としても丁寧な御説明を心がけたいと思います。

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山内委員長

どうもお忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。

お手元に議事次第があると思ひます。それに沿って議論に入りたいと思ひます。

まず、議題1ですが、これは経過措置料金規制解除基準とガス大手3者の状況というものでございます。資料3-1、3-2になると思ひます。事務局より御説明をお願ひいたします。

○下堀ガス市場整備室長

ガス市場整備室長の下堀でございます。

資料3-1を開けていただければと思ひます。これに沿って御説明をいたします。

スライドの2でございます。ガスの経過措置料金規制につきましては、昨年10月の第28回本小委員会で御議論いただいたところでございます。今回はこのスライドの右下、今9者残っている規制の対象のうち黄色い部分の大手3者がガス大手3者に関する議論の続きでございます。

幾つかスライドを飛ばしていただいて、スライド9をちょっと開けていただければと思ひます。前回の委員からの御意見に対しまして、幾つか資料を御用意しております。

まず、スライド9でございますが、需要の多寡あるいは競争圧力の強弱を背景に同一の供給区域内で適用される小売料金に価格差が生じて、需要家が損失を受ける可能性を懸念する御意見をいただきました。事務局において確認を行いました。このガス大手3者が設定している小売供給約款、これに定める供給区域ごとに小売料金は一律であることを確認いたしました。

加えて、コストについて考えますと、ガス事業はこの事業の特性上、同一供給区域内のどの地域で事業を行うか、あるいは地域ごとの需要の多寡によって事業コストが多く変わる事となる可能性は乏しいというふうにお考えしております。

また、地域や需要家層によっては競争圧力が一定程度低下する可能性、そういったケースがあることは否定し切れないこと、それから、需要家にとって都市ガスは必需品であることを踏まえて、この不当な値上げによって需要家に損害が発生することを防止するための特別な事後監視を3年間行うこととしております。この中でしっかりと需要家の利益を保護していくとともに、3年

間経過後も一般的な市場監視を行うというふうにしております。

次のスライド10でございます。

関連いたしまして、民法上全ての商品・役務につきまして、定型約款の変更、これを契約の相手方との個別の合意なく行うことができる旨の規定というのはかなり限定されているということで、民法の第548条の4 というものが置かれております。具体的には、その同条の第1項第1号または第2号の要件に該当しなければ、個別の相手方との合意なく定型約款を変更することができないというふうになっておりまして、こういったもので一定程度需要家の利益の保護ということというふうに考えております。

そして、スライドを少し飛ばしていただきまして、13ページでございます。

他の燃料、他の都市ガスとの競争状況でございますけれども、前回も委員から精緻に分析すべきという御意見がございまして、大手3者の指定旧供給区域単位での競争状況について分析を行いました。指定旧供給区域での他燃料シェア、件数ベースですけれども、このグラフの黄緑色の部分ですが、こちらはおおむね横ばいである一方で、主に他の都市ガス小売事業者、この赤色の部分ですけれども、この調定件数増加に伴いまして、3エリアとも青色の部分の都市ガス利用率というのは年々低下傾向にあるというふうなグラフでございます。

17ページでございます。

企業結合柄の規定につきまして前回委員から、競争政策上の観点からこの企業結合ガイドラインでの参入圧力の考え方あるいは将来の効率性の向上についてのご意見がございまして、参入圧力が十分働いているかどうかについては、おおむね2年以内の期間で考慮するというふうにされているところでございます。

さて、18ページ目以降が前回御議論いただきまして、他のガス小売業者に十分な供給余力があるかというところでございますが、こちらは電力・ガス取引監視等委員会に対しまして十分な供給力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について意見を聴取したところでございます。そして、回答がなされましたので、それを踏まえて御議論いただければというふうに思っております。

スライド22でございます。

具体的な委員会からの回答は、そのスライド22の下半分に3つの項目が書かれております。こちらですけれども、まずガス製造に係る業務、熱量調整や付臭などの業務の依頼があった場合は、設備余力がないなどの理由がない限りはそれを受託する。また、その業務の継続を希望する場合は、やむを得ない理由がない限りはそれを継続するといったのが1つで、それから、2つ目が卸供給についても同様に供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。3番目として、「ス

「タートアップ卸」につきまして、これに積極的に取り組むということ、さらに、他の事業者からの求めがあれば誠実に交渉を行って対応する、こういったところの意思表示がなされて、行うことが必要だという御意見でございました。

これを踏まえまして、まさにこのガス大手3者の指定の解除を行うためには、この区域であります旧一般ガスみなしガス小売事業者から、この3点につきまして意思表示がなされる必要があるというふうに考えております。

そこで、これらの意思表示をするかどうかにつきまして、23ページ目以降で大手3者に聞いたところでございます。回答が各社から24、25、26ページ目に書いております。いずれもコミットメントを行うということでございます。

これらを踏まえまして、27ページでございますけれども、大手3社から意思表示がなされたということでありまして、この供給区域において将来にわたっての環境が整備されて、他のガス小売業者に十分な供給力があると認められるのではないかと考えておりますが、ここについてぜひ委員の皆様から御意見をいただければと思っております。十分な供給余力があると認められれば、形式的には解除基準を満たすというふうに考えられます。

加えて、経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準がいずれかを満たしているかどうかに加えて、適正な競争関係が確保されていると認められない事由がないかどうかもしっかり確認しながら総合的に判断することとしているところでございまして、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしたいというふうに思っております。

こちらについては以上でございます。資料3-2は電力・ガス取引監視等委員会委員長からの回答をそのまま貼りつけております。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました点について御質問や御意見などありましたら御発言をお願いしたいと思いますが、御質問、御意見のある方はスカイプのコメント欄にお名前と発言希望とその旨御記入をいただきたいというふうに思います。こちらから順次指名させていただきます。

それでは、御発言の御希望の方はどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○柏木委員

柏木ですが。

○山内委員長

柏木先生、じゃあどうぞ御発言ください。

○柏木委員

よろしいでしょうか。

○山内委員長

結構ですよ。

○柏木委員

どうも今御説明いただきまして、ありがとうございました。

前日も発言させていただいたんですけども、この審議会後、監視等委員会において意見の聴取を行って、その結果を受けて大手3者は意思表示を行うなど、事務局が非常に丁寧に整理をしていただいて、きちんと了承していただいたというふうに理解しました。ですから、事務局が整理していただいたように解除基準を満たすものと考えておりまして、パブコメを実施して最終判断をすることに対して私は一応賛成をさせていただきたいと思います。

なお、特別な事後監視につきましても、やはり3年間はきちっとした実施をすることが重要じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかの委員、御発言の御希望はございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。

それでは、柏木委員から賛同の、そして、ほかの委員からは特に御意見がないということでありましたので、本日の議論を踏まえまして……。

松村委員が今御発言を御希望ということ、それから、大石委員、じゃあこの順でお願いしたいと思います。

どうぞ松村委員、御発言ください。

○松村委員

手を挙げるのが遅れて申し訳ありませんでした。

今回の整理は合理的だと思いますので、支持します。私は別の委員会でもこの委員会の以前のラウンドでも懸念は表明いたしました。ほとんどの委員はその懸念を共有しないということで、そうであれば多分大丈夫だろうと思います。具体的な懸念は既に前回申し上げましたので、もう繰り返しはしませんが、ガス・ガスの競争が経過措置料金規制が仮に解除されたとしてもきちん

と機能することを望んでおります。その上で、まず前回あるいは別の委員会でも、あるいはさらに今回でも特別な事後監視に関して言及がありましたが、これについては幻想を持たないように、特別な事後監視は既に行われていますが、実際に行われていることは、特別と言いながら完全自由な料金なので、見ていないというのに比べれば特別だけれども、しかし、これは事業者の言い値のコストベースで説明できるかどうかを監視するだけであって、そのコスト水準が本当に適正かどうかを監視しているわけではないことは十分認識する必要があります。

具体的に言うと、例えば電気料金だったら震災後に値上げ申請が幾つか出てきたわけですが、あのケースでは査定前の料金あるいはさらに申請で出てきた料金よりもさらに高い料金、つまりあのときには事前にこういうものは認められないと整理したので、もともと従来の基準よりも料金を下げて出してきたわけですが、査定がなければ申請段階でもっと高い価格になっていたはず。したがって、あのときの申請よりももっと高い料金が出てきても通ってしまう、今より遙かに高い電気料金になっていたかもしれない、という程度の緩い監視だということはきちんと認識した上で、今回の案に賛成すべき。

次に、幾つかの点で余力の範囲で、余力があればという言及がありました。これは正しいのですが、決して誤解しないように。つまり新規参入者が既存の事業者と競争して顧客を取ったということがあったとすると、それまでは既存の事業者が供給していたわけですから、その供給がなくなったわけですから、当然余力はあると推定されるはずですが、したがって、そういう取り合った結果負けて新規参入者が供給したいというときに、余力がないからとの理由で断ったとすれば、これは黒である可能性が極めて高いと思います。そういう点に十分注意して、余力がないから断りましたなどということは、本当に余力がなければしょうがないのですが、相当厳しく見られるということは覚悟の上で、経営者のレベルだけじゃなくて、実際に新規参入者と交渉する人たちのところでも、そういう変な言い訳によって拒否することがないように、十分に考えていただきたい。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、大石委員、どうぞ御発言ください。

○大石委員

大石です。ありがとうございます。

こちらが示した懸念につきましては事務局のほうで丁寧に対応いただきまして、ありがとうございます。

ございました。ただ、今松村先生おっしゃいましたように、そもそもの都市ガスの自由化のときから消費者としていろいろ思っていたことがありまして、今事後監視の下、あまり問題は出てきていないですけれども、今回大手3者の経過措置が外れ、さらに既に外れている事業者が本当に価格の設定について適正であるかどうかについては、ぜひ監視等委員会できちんと見ていただきたいと思ひますし、特に消費者の場合にはガスの自由化によって安全性というものが損なわれないかというところが一番の懸念点でしたので、そこは引き続きお願いしたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

すみません、もう一点いいですか。あと、経過措置を外れるときの消費者への周知について、こちらのほうもきちんとしていただけたらということをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。

それでは、今お二方から幾つか留意点が出ましたので、事務局からコメントしていただきたいと思ひます。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。委員の御意見を踏まえまして、しっかり対応していきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○山内委員長

ということでよろしゅうございますか。全体的には今回の内容について大きな反対はなかったというふうに考えております。先ほどちょっと言いかけてましたけれども、したがって、本日の議論を踏まえた上で事務局においてはパブリックコメントを実施していただきまして、これは丁寧に進めていただくようお願いしたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

すみません。さっきちょっとパソコンにいろいろ雑音が入っていますけれども、これはこちらのパソコンの関係でちょっと警告音が出ていますけれども、また出るかもしれませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思ひます。議題の2ですね。議題の2は再エネ導入拡大に向けた事業環境整備についてというものです。これも事務局から御説明をお願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

それでは、資料4をお手元に御用意いただければと思います。

まず、スライド3からでございます。

こちらは前回は論点提起をさせていただきました需要家と再エネ事業者との直接契約について課題を検討するという事で論点提起をさせていただいたものでございます。

スライド4を御覧いただければと思います。

こうした需要家の遠隔地等からの再エネ電気の調達におきましては、例えばこの①番というところに書かれているようなオンサイト型のPPAという形で直接契約を行うもの、こうしたものは自家発自家消費の扱いで現行でも可能となっております。それから、②番、別の場所の例えば別の都道府県なんかにある工場から自分の別の工場に電気を融通するといったもの、これを自己託送などと呼んだりしておりますけれども、こちらは東日本大震災の教訓を踏まえて新たにこうした仕組みが創設されてございまして、こうしたものも現在可能となっております。

それから、相手が自分自身でなくても例えば子会社であるなど密接な関係がある相手方との間の自己託送、これも③番のように可能となっております。他方で、ここの関係性がない相手方との間での自己託送は現在認められない、こういう仕組みとなっているというのが現状でございます。

5スライドを御覧いただければと思います。

なお、こちらの審議会におきましても1需要場所2引込みあるいは複数需要場所1引込みといったことも可能にすべきといったことで御議論いただきまして、こちらが4月に向けて準備を進めているところでございますけれども、可能となりますと、自営線を敷設することによって別の需要場所から太陽光発電の供給力などを引き込むといったことも可能となってくるということでございます。

改めてこの自己託送の形について今後どうあるべきかという論点、これが7スライド目でございます。需要家からこうしたオフサイト型のPPAの他社融通スキームについてのニーズがあったところでございます。こうした動きはカーボンニュートラル社会の実現にも資すると考えられることも踏まえまして、こうしたものも可能とする方向性で課題の整理をしていってはどうかという御提案をさせていただいてございます。

課題でございますけれども、まず①番、公平性の確保でございます。自己託送スキームによる供給は現行の再エネ特措法上、賦課金の支払いの対象外となっております。こうした観点から、こうしたスキームの供給が増えてまいりますと、公平性の確保の観点といった課題がございます。

2番目、公正競争の確保でございます。現行でも自己託送が一部できるといったことを御紹介いたしましたけれども、一部の事業者においては再エネ賦課金の対象から外れますよといった



ことに訴求する形で営業しているという形の競争環境というのも見られるところでございます。こうしたものについてどう考えるかといった課題があると考えられます。

それから、3番目、今冬も市場価格の高騰といったことがあったわけでございますけれども、他社との間ということになってまいりますと、一定の契約行為が発生いたしますので、需要家保護をどう担保するのかといった課題というのも考えられるところでございます。

これらの課題に関しまして、右側、検討の方向性でございますけれども、カーボンニュートラル社会に向けてFITあるいはFIP制度に依存しない脱炭素電源の導入を促し、公平・公正・需要家保護を確保するという観点で、自己託送制度に関して以下の要件を満たすものについて密接関係性を有すると新たに整理することによって、オフサイトPPAを可能とするという方向性はいかがかと、こういう御提案でございます。

まず1点目はこうした制度に依存しない電源を促すという観点から、こうした制度の適用を受けない電源による電気の取引であること、2番目は公正競争を確保する観点から、あくまで需要家側の要請によって当該需要家の需要に応ずるための専用電源として新設する電源の扱いであること、3点目が組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれかないと認められること、さらに④番について、さらなる検討課題というものを記載させていただいてございます。

こちらは8ページを御覧いただければと思います。

課題の④番というところで事業規律の確保ということを書かせていただいております。FIT/FIP制度の下では、太陽光パネルなどの設置に当たっては柵塀の設置あるいは廃棄費用の積立てなどといったそういう要件を課しているところでございます。他方で、こうした自己託送制度に基づく再エネ等の設置ということになってまいりますと、こういう要件が課せられないといったことも出てまいります。こうした課題も含めまして、事業の適切性をどう担保していくかといった課題あるいはこうしたFIT等に依存をしない電源がだんだん増えてくるといったことも現に卒FITなども出てきているわけでございますけれども、こうしたものがだんだん増えてくる社会になってまいります。

こうした中で現行では統計上1,000kW以上の電源は電気事業調査統計上の射程に入ってきているわけでございますけれども、小さい電源については、現行はFIT制度で全体を把握しているといった形となっております。こうしたものに依存しない電源も含めまして、日本の電源構成の全体像あるいは実態を把握していくといったことも大きな課題であるという認識でございます。これらについても併せて検討を深めていくことが必要ではないかという御提案でございます。

さらに、9ページでございます。

今度は再エネ特措法上の論点でございます、仮にこうしたスキームのだんだん活用が拡大をしていくということになってまいりますと、公平性の問題といったものについて抜本的な検討というのが必要ではないかというやや中長期の課題の提起でございます。

4ポツ目でございますけれども、こうした形態による取引の広がりあるいは実態といったものを把握しながら、必要に応じこうした賦課金の負担の在り方といったものの検討も必要ではないかという提起をさせていただいております。

以上が直接調達に関する課題でございます。

続いて、蓄電池の普及に向けた環境整備に係る論点でございます。

13スライド目を御覧いただければと思いますけれども、こちらは別の審議会におきまして今後の系統用の蓄電池の活用に向けて6個ほどの論点が提起をされてございます。これらについて幾つかの御検討をさせていただきたいと考えてございます。

16スライド目、まずは系統用蓄電事業の電気事業法上の位置づけに係る論点でございます。毛糸用蓄電池を扱う事業者は、電気を吸い込むという観点での充電、これは需要としての側面がございますし、放電をする際には発電に近い側面があるという双方の側面があるという特徴がございます。これをどう扱うかということでございますけれども、3ポツ、これに類似するものといましては揚水発電が考えられるものでございまして、こちらは現に発電事業の分類がなされているところでございます。これにならう形で系統用蓄電池についても発電事業の要件を満たすような大型の場合にあっては、発電事業と位置づけ適切な保安責任等を課すといった形で詳細を検討していくこととしてはどうかという提案をさせていただいております。

続いて、21スライド目を御覧いただければと思います。

こうしたものの普及に関する大きな方向性ということでございます。足元では、北海道におきまして再エネ大量導入と調整力不足といった観点から、風力等の系統連系に際し、系統用蓄電池の設置、併設を求めているという状況になってございます。

他方で、蓄電事業の在り方といたしましては様々な活用をいたしまして、例えば需給調整市場で稼ぐ、卸市場で稼ぐ、さらには容量市場で稼ぐという形のRevenue Stackなどと呼ばれたりいたしますけれども、こうした投資回収といったことが今後の蓄電池ビジネスにおいては期待がなされるところでございます。こうした動向も踏まえまして、4ポツでございますけれども、系統用蓄電池を電気事業法上の発電事業と位置づけるという検討と相まして、系統運用者以外が所有する形で様々な市場への参画など環境整備を進めていくといったことを基本として、今後詳細検討を進めていくこととしてはどうかと考えてございます。

最後、24スライド目、こうした蓄電池事業の託送約款の扱いの明確化でございます。

先ほど申し上げたとおり蓄電池には需要の顔と、それから、発電の顔の両方ともがあるということでありまして、約款上どう読むでしたかといった指摘があるところでございます。

これについて25スライド目でございます。一般的には平成26年の約款の改定時に系統用蓄電池、それから、揚水の運用については合わせた運用をいたしましよというところで、26スライド目でございますけれども、発電所から蓄電池あるいは揚水発電所までの供給については託送料金の対象外で、このロス分と、それから、蓄電池のところから需要家までにかかる供給分、この20と80のところ、この2つを託送料金の対象とすることによりまして、これが重疊的に託送料金が課されることのないような措置というものを講じているところでございます。

こうした運用というのが25ページに戻っていただきまして、新たに蓄電ビジネスを始められる方でも同じような運用になるといったことを確認してはどうかというのがこのスライドでございます。具体的にはこのポンチ絵でございますけれども、系統用蓄電池の運用者は小売BGと、それから、発電BGの両方を形成していただき、小売BGといたしまして20のロス、これを需要するBGという形で観念すると。したがって、ここは20の託送料金が発生と。それから、この右側では80の供給を行う発電BGと観念いたしまして、例えばこれを他の小売BGに販売するといった場合には、他の小売BGによる小売供給、ここで80の託送料金が課されるという形、一方で、この100のところを対象外とするというような、こういう運用とすることによりまして、26ページと同様の運用を行うという形での明確化をすることとしてはどうかというふうに考えてございます。

資料4については以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

再エネ導入拡大の件ですけれども、1つ目は遠隔地からの再エネの直接調達ということと、それから、後半は蓄電池の扱いということ。これについて皆さんからの御意見を伺いたいと思います。先ほどと同じ要領でお願いしたいと思います。いかがでございましょう。

この遠隔地からの調達はスライド7と8になっていますけれども、7のところでは方向性を出して、これから検討ということで8で課題ということ、そういうことですね。

○下村電力産業・市場室長

はい。

○山内委員長

今御発言の御希望が出ました。大山委員、どうぞ御発言ください。横山委員からですか。失礼しました。横山委員、どうぞ御発言ください。

○横山委員

どうもありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえます。

○横山委員

横山でございます。ありがとうございます。

まず、スライドの7から8にかけて再エネの需要家への直接供給のところでございますが、ここで課題が示されておりますけれども、課題の1から5及び検討の方向性はこのとおりだというふうに思います。技術的な系統運用の点からは、自己託送で同時同量の達成が必要であるということになっておりますけれども、当然今回の直接供給にも求める必要があるというふうに思っております。

それから、次は課題5ですが、今後自家消費や自己託送、今回の直接供給により再エネ導入実態の把握が曖昧になってくるということですが、たとえ小さい範囲の停電復旧の際にも予想外の大きな負荷正味需要のかかる可能性がありまして、この再エネ導入実態の把握が曖昧になってくるとそういう問題が発生しますので、この把握というのは技術的にも大事な論点だというふうに思いますので、検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、系統用蓄電システムの普及のところでもう一点だけ発言させていただきます。

スライドの21なんですけれども、託送料金で費用が回収されない系統運用者以外が所有する大容量蓄電池というのは基本的に今後出てくると思うんですけれども、固定費が非常に高く、蓄電池とはいえ、やはり所内電力なども含めまして電力損失もそれなりにあり、市場価格が今後、将来において非常に低くなる、今もそうかもしれませんが、将来におきましてスライド22にありますように①と②の部分で収益を上げるのもなかなか難しいものがあるのではないかというふうに思っています。

蓄電池を系統運用者が最適運用して火力の燃料費を最小にするなどと、そういう手法を取る場合はそれなりの費用対効果があると思いますけれども、蓄電池事業者さんが独立してこのスライド22のような使い方をする場合には、恐らく蓄電池のメインの機能となるであろう需給調整市場での環境整備をしておかないとなかなかビジネス的に成り立たないかというふうに思います。そういう意味では、この需給調整市場での環境整備というふうにスライドの21にも書いてございますが、ぜひこの検討をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。事務局からのリプライはまとめてということでお願いいたします。

次は、村松委員、どうぞ御発言ください。

○村松委員

すみません、村松です。大丈夫でしょうか。

○山内委員長

大丈夫です。

○村松委員

ありがとうございます。すみません、御丁寧な御説明ありがとうございました。今回この2つの論点を取り上げていただいておりますので、それぞれについて意見を述べさせていただければと思います。

まず、1つ目の再エネ電気の直接調達なんですけれども、これは私も仕事柄そういった需要家ニーズに触れることがありまして、需要家にとってのメリットが大きいスキームとなりますので、積極的に整備して進めていくのが流れに沿った形になると思われまして。ただ、賦課金逃れという話ですね。これの懸念事項として挙げられておりまして、確かに形式面を取り繕ってこういったスキームのいいところ取りをしようとするのは好ましくないことだというふうに考えます。要件の整備については早めにしていただいて、この形式を使って投資が進んだ後にやはりこの形式は駄目ですというような形になりますと事業者も混乱いたしますので、早めにこの辺の要件整備はしていただく必要があるかなと思います。

また、これが可能なのちちょっと分からないんですけれども、悪質な形式面だけで賦課金逃れをされるようなケースにつきましては、何らかのペナルティを課す仕組みというのも考えていいのかなというふうに思っております。7ページ、8ページに課題5つとそれに対する対応策ということで挙げていただいておりますが、ちょっと細かくてすみません。課題2の新設電源に限るというふうに7ページのほうで書かれていたかと思うんですが、懸念事項としては、当初需要家と契約をしてこのようなスキームに取り組んだ事業者がいたときに、需要家からの契約を打ち切られてしまった場合というのは、またセカンダリーということで次の需要家を探しに行くんだと思うんですけれども、その場合はもう該当しなくなってしまうということなのかなというのが気になりました。

あともう一つ、全体像の把握ですね。これは先ほどもお話しございましたけれども、非常に重要な話ではあるんですが、誰がこの辺の申告義務といえますか、報告をする責任を負うのか、この発電事業者という小規模の事業者もありますので、その辺の負担も考慮しつつ仕組みの構

策というのが必要になると思います。

すみません、系統用大規模蓄電池の話です。こちらも今回のような需給逼迫の緩和ですとか市場価格のボラティリティー緩和というのは効果を期待するところですし、電力関連事業の裾野が広がるというふうに考えられます。対応すべき課題として事業法上の位置づけを挙げていただきました。送配電事業者以外の事業者がこの蓄電池を保有するというようなケースも考えられるということで挙げていただきましたけれども、さらに保有とオペレーションが分離するというような可能性もあると思います。例えば太陽光発電ファンドのように投資家が特定目的会社経由で保有して、オペレーションは外部に委託するというような形で今の電気事業法の中ではあまり想定していないような形式というのも考えられると思いますので、この辺の法律上の整理というのをあらかじめしていただくと投資家を呼び込みやすくなるのではないかと思います。

それから、ちょっと私が勉強不足ですすみません、理解していないんですけども、再エネ電気を蓄電池にためる場合というのは、非化石価値の評価ですとか帰属情報というのがどういった形になるのかというのも、すみません、もしほかで整理されているのであれば結構なんですが、その辺の整理がもしなされていないようであれば併せて御検討をお願いできればと思います。

このビジネスはやはり事業の予見可能性ということが確保されないとなかなかお金が入ってこないんで、先ほど横山委員から御発言ありましたように、きちんと収入が確保できるような仕組みづくりというのは整理が必要と考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

次の御発言者が大山委員ですね。どうぞ大山委員、御発言ください。

○大山委員

ありがとうございます。

まず、7枚目ですかね。皆さんお話になっているので、もうほぼいいと思うんですけども、オフサイトPPAの話ですけれども、方向性としては私もこれで結構だというふうに思います。ただ、各項目に抜け道がないようにしっかり運用してほしいなということを感じました。

関連して9ページ目に賦課金の論点があって、必要に応じ賦課金の負担の在り方について検討していくということが書いてあるんですけども、これをどう検討するのかなというのがちょっととか、一旦賦課金を取らないで始めてしまっただけから取るというのはなかなか難しいような気がするんで、この辺のことも始める前にちょっと考えておいたほうが良いような気がいたしました。

それから、系統運用者以外が所有する系統用蓄電池の話ですけれども、横山委員からも御指摘があったように現状では収益が難しいということもあるかと思えますけれども、需給調整市場の整備はもちろんしてほしいというふうに思いますし、それから、少なくとも参入したいという人が参入できるような体制はしっかり整備しておいてほしいなというふうに思います。

あと、最後にこれは質問というかちょっと疑問に思ったので伺っておきたいんですけど、25枚目です。ロスを送送料金の対象にするということなんですけれども、ロスが幾らあるかというのは蓄電池の運用にもよって変わるかもしれないし、とにかく終わってみないと分からない話だというふうに思うので、これをどういうふうに切り分けていくのかというあたりがちょっと疑問に思いました。例えば特にこういう系統用蓄電池の場合はいろんな発電事業者から電気を買ってきて、いろんなところに売っているかもしれないので、ロスをどういうふうに割り振るのかというようなことを考えていく必要はないのかなというのがちょっと思いました。

以上です。よろしくお願ひします。

○山内委員長

ありがとうございました。これもまとめて後ほどということにさせていただきます。

次は海寶委員ですね。どうぞ御発言ください。

○海寶専門委員

海寶です。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえます。

○海寶専門委員

私も再エネ電気の直接調達について意見を申し上げます。村松委員や大山委員とも多少被りますが、資料の3ページ目以降に記載されているPPAの枠組みは、FITのような制度的補助に頼らず国民負担の抑制を図る中で、カーボンニュートラルの実現に向けてさらなる導入拡大を目指す上で有用ではないかと思ひます。また、投資家や取引先企業が再エネ利用を求めるケースも増加していますので、産業政策の観点からもこういったモデルの拡大を通じて安価で安定的な再エネへのアクセスを保障していくことは重要ではないかと思ひます。

この点、今後オフサイト型PPAによる他者融通のスキームについて課題を整理する方向に違和感はありませんが、検討に際して留意すべき点は多いと認識しています。とりわけ賦課金の扱いに関わる論点について、9ページに記載されているとおり、電力需要家の公平性確保等の観点からも特に慎重な検討を行っていただきたいと思ひます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は松村委員ですね。どうぞ御発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

聞こえております。

○松村委員

今多くの委員から指摘があったスライド7に関してです。検討の方向性で出てきており、提案は合理的だと思います。課題としてまず同じページで3つ挙げられていますが、特に賦課金逃れに関しては、そのような目的で普及するのはウエルカムでないというのは明らか。しかし、無条件に全てを認めてしまうとそのようなことを起こしかねないので、かなり限定的な要件を定める。そんなに簡単にできないようにする、というのが今回の提案の内容だと思います。具体的には、FITあるいはFIPの適用を受けていない電源で、なおかつ需要家の求めに応じて新設する脱炭素電源と限定しているのです、このようなことが横行しないように、ということをも十分考えた制度だと思います。

その上で、ある意味で脱法的なものをパニッシュすると言われても、要件を一旦定めた上で内心まで踏み込んで、内心は本当は賦課金逃れのつもりなではないか、などと言われても、そんなことを証明しようがないので、規制しようがない。それはパニッシュメントとかということではなく、ここで書かれているような限定的な要件にして、それで横行を防ぐという提案だと思います。

それから、大山委員も御指摘の点であるのですが、これは賦課金逃れというような目的のものを認めるものではないということを確認することは、スライド9の最後のところ、4ポツのところの議論をするためにもとても重要なことだと思います。そもそも賦課金の在り方に関してはいろんな選択肢があり得るわけで、今回新たに認められたものだけでなく、そもそもこういう類型のものは賦課金を払わないという整理が正しいのかどうか、さらに、このような提案をしても猛反対で絶対に採用されないとは思いますが、本来は再エネの普及のために行うものなのだから、自家消費も含めて賦課金を負担するという制度設計だってあり得るわけで、そのような制度設計も含めて今回の措置とは独立して必要な改革を今後議論していく。今回の問題を契機として、今の賦課金の負担制度がゆがんでいる、ということだとするならば、改革していかなければいけないという提案がこの4ポチに出てきている。今私が言ったようなものは選択肢の一つであるはず。



採用はされないと思いますが、しかし、そういうのも含めて議論していくことになると思います。

その上で、今回新たに入れたものの目的は賦課金逃れのためではないということを明確に言っているので、仮に制度が改革されてそういうのも含めて全て賦課金を負担すべきだということになったとしたら、既得権があるから賦課金は払わないなどという議論は出てきようがないと思いますし、そのようなことがないことは明確に確認すべきだと思います。このような制度は、改革されたときに今まで払わなかった人が、今まで払わなかったのだから今後も当然に払わなくてもいい、などという議論が出てこないようにする必要があるので指摘には同意いたします。

2番目の点に関しても、蓄電池が揚水と同じ機能を果たすのであれば、揚水と同じ扱いにすべきだという整理は合理的だと思いますので、提案を全て支持します。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

続いて柏木委員は御発言を御希望ですか。柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

柏木です。

今ここに大規模な系統用蓄電システム普及に向けた環境整備という項目がありますが、再エネが主力電源化してくれば、もちろんのことながら調整力というのが一層重要になることは明らかです。調整力に関してあまり一義的に系統側に蓄電池を設けるというのももちろん大切なことだと思いますけれども、需要サイドにおける例えばDXに伴うデマンドレスポンス、。上げの場合はもちろんあるでしょう。それから、下げデマンドレスポンスによって需要サイドのVPP、家庭部門外のバームが入ってきて例えばこの発電所に近くなるとか、そういう蓄電と発電とは、蓄電というのはある電力をためて放電するだけですけれども、いざ必要な時間が冬の電力需要みたいにずるずるピークが出ないで長く続く場合には、これは蓄電だけではとてもじゃなく量が足らなくなる可能性がありますから、地域での発電ということはやっぱりすごく重要になってくると思っています。そういう意味では系統側への大容量蓄電というのは適切な規模の蓄電が入り、かつデマンドサイドにおける分散型、これのDXに伴うDR……

○山内委員長

ちょっと柏木委員の音声途絶えたようですけれども、柏木委員、聞こえますか。

○柏木委員

選択的に共存するような形に持っていくことが非常に重要ではないかと、こういうふうに思う

次第です。

以上です。

○山内委員長

ちょっと最後のところが切れてしまいましたが。

○柏木委員

そうですか。

○山内委員長

最後のところだけでもう一度発言していただけますか。

○柏木委員

聞こえていますね。

○山内委員長

今は聞こえています。大丈夫です。

○柏木委員

今のことは要するに系統サイドに大規模の蓄電システムを入れる、蓄電というのは充電と放電しかしませんし、発電しませんから、そういう意味では冬のピークというのはあまりシャープなピークが出るわけではなくて長いピークが出ますので、発電システムがある程度入っていることが重要になるので、需要サイドに燃料を使った分散型電源が入ってくることによって、より効果的な系統というか再生可能エネルギーの運用ができるようになるんじゃないのかということです。要するに蓄電システム、系統サイドの蓄電システムと需要サイドのDR、VPP、それから、分散型、こういうものと全て同格に並べて、メリットオーダーで最も費用対効果の高いものとうまく共存できるようなシステムが最適解じゃないかということをお願いしたわけです。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。大変失礼いたしました。

それでは、次の御発言者は秋元委員ですね。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

秋元です。ありがとうございます。

事務局の資料については基本的に賛成いたします。その上で1点だけちょっと私の理解が不足しているのかもしれませんが、教えていただきたいんですけども、ここでの2点目の蓄電システムのところですけども、大規模な系統用蓄電システムといったときに揚水と同じような扱いをするということでここは議論が進んでいると思うんですけども、ただ、蓄電とって

もいろいろな蓄電システムがあると思っていて、例えばすごく似ているようなものでいくとフライホイールとかそういったものもここは包括的に含むというふうに考えるものなのか、ちょっとそのあたりについて教えていただきたいと思います。

フライホイールはまだいいですけども、蓄電といったときに結構いろいろな可能性があると思いますし、もっと言えば、例えば蓄熱してまた発電して戻してくるみたいな事実上見かけ上は蓄電と同じみたいなものだってあると思いますし、場合によったら水素に一回変えて戻してくるというのも全体としての系統から見たときは蓄電という形で見えることだってあると思いますので、どういった範囲なのかということについて教えていただければと。あまり技術を特定し過ぎると技術の競争を促さないような気もしますので、そのあたりがちょっと気になったので、決まったところがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は大石委員ですね。どうぞ御発言を。

○大石委員

大石です。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

聞こえています。

○大石委員

最初のほうの論点について一言だけ意見を述べさせていただきます。現在、FITの電気だけではどうしても足りないということで、海外からのサプライチェーンへの要望もあって、新しく再エネを使いたい事業者さんたちの要望によって今回の制度というのがつくられているというふうに思っております。そういう意味でオフサイト型のPPAは確かに制度の面ではいろいろこれから決めなければいけない面もあると思いますが、できるだけ多く再エネを入れていくためにもぜひこの制度というのを早く効果のあるものにしていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

四元委員ですね。どうぞ御発言ください。

○四元委員

四元でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえますが、もう少し大きい声で言っていただけるとありがたいです。

○四元委員

聞こえますか。

○山内委員長

聞こえます。

○四元委員

ありがとうございます。私も手短かに申し上げます。

多くの委員の先生方から御意見された7ページの要件のところですが、この点は松村先生と私も同じような問題意識を持っておりまして、賦課金逃れをこの要件で直接的にどうやって取り締まるんだらうというところが疑問なしとはしないんですが、恐らく松村先生もおっしゃったようにこれだけ厳格に、限定的に認めることで實際上賦課金逃れをできるだけ狭めて、そういう余地を少なくすると、そういう運用を目指していらっしゃるのかなというふうに理解しました。もしこのような理解が違っていたら、また事務局のほうで教えていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほか御発言を御希望はいらっしゃいますか。

それでは、かなり多くの方に御発言いただきましたので、事務局からそれに対する御回答あるいはコメントをいただきます。質問も幾つか含まれていましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○下村電力産業・市場室長

事務局でございます。たくさん御意見をいただきまして、ありがとうございます。順に御回答させていただければと思っています。

まず、多くの意見をいただきましたスライド7の関係でございます。横山委員からは自己託送についても同量とすることが重要であると。これは現行の自己託送においても自己託送BGというものを組んでいただくという運用となってございますので、こうした拡大自己託送にあっても同様の運用といったことを想定しているものでございます。

続いて、村松委員から新設に限るといった要件について需要家から契約を打ち切られたときに該当することはどうなるのかといったお話をいただきました。こちらについては、基本的には今度は既設電源ということになりますので、これは小売事業とライセンスを例えば別途取っていた

だくなり、あるいは小売事業ライセンスを持っている方に売っていただいて小売供給をするなど、まさに商用電源と同じような運用をしていただくというのが基本であるというふうに考えてございます。

最後、四元委員ないし松村委員からもありましたけれども、この仕組みというのはやはり需要家が100といったものをもとと工場のオンサイトでつくりたい、でも、場所がないのでオフサイトでもいいじゃないかというところで、それもF I T等に依存しないものを拡大していくのに資するんだから、そうしたこともやっていいじゃないかと、こうしたところから始まっているものだと思いますので、そうしたものに限ってこの仕組みを適用するといったことが今回の事務局の御提案ということになります。

それから、村松委員から全体把握にあつては小規模事業者の負担も考慮すべきと。これは本当にそのとおりであると思ってございまして、事業者からの情報あるいは全体として例えばネットワーク事業者、送配電事業者であると全体が見えているといったところもあると思いますので、そうしたことも踏まえましてどうあるべきかといったことをこれから考えていくことが必要であろうかと考えてございます。

それから、あと大山委員からはこの9ページの論点につきまして、こうした制度を始める前に考えるべきといった御意見をいただきましたけれども、これは松村委員からも御指摘のあつたとおり、実はこの問題というのはもしかしたらもう既にある問題かもしれないも思っておりまして、既に自己託送というのは現行自己託送スキームでもあるわけでございますし、さらには自家発といった議論もございます。諸外国でもそうしたところに幾ばくかの賦課金を課しているといった事例もあると、こういうように聞いてございます。こうしたものについてまさに特措法を議論している審議会が別途ございますので、そちらでこうした状況も踏まえ、また、ニーズも把握しながら議論を進めていくということが必要ではないかというふうに考えてございます。

それから、蓄電池について大山委員から25スライド目につきまして、こちらはどういうふうにロスというのを切り分けるのかといった御質問がございました。こちらについては現行と同様ということを考えてございまして、26スライド目に東電PGの託送約款を記させていただいております。ここで計算方法を一番下の段に書いてございますけれども、対象となるロスの電力量は接続供給電力量掛けるロス率プラスその他接続供給電力量を加える、こういう形での計算式というのが基本となつてございますけれども、この逆と書いてあるところの少し上を御覧いただきますと、その他特別な事情がある場合には、契約者と当社との協議により定めることがありますということございまして、この式を基本としながらも協議によって定めるということが原則になつてこようかというふうに考えてございます。

○小川電力基盤整備課長

基盤課長の小川ですけれども、蓄電池の関係で御質問いただいた点の補足になります。

まず、村松委員から非化石との関係のお話がありました。非化石価値ですね。蓄電池の場合には、基本は純粋な発電のところでは非化石か化石か、そこで非化石の価値が生じて商用化されるということで、それが一旦蓄電池にためられて、次に出てくるからといってもう一回非化石ということにはならないかなというふうに考えております。

一方で、関連して保有とオペレーションのお話、これは蓄電池に限らず発電用資産あるいは送配電資産全般に通じる話、現状は電気事業法自らが維持し及び運用するというところで基本は同じところを想定しておりますけれども、保安の在り方なども含めて今後検討していく課題かなというふうに思っております。

それから、秋元委員から御指摘いただきました蓄電の範囲、基本は電気、電気というのを想定しております、途中で水素、熱でためていく形のものは今のところ想定しておりませんが、おっしゃるような技術をあまり限定的にならずにというところを踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。コメントは以上でよろしいですかね。いろいろ大変重要な御意見をいただきまして、気づきというところもあったんじゃないかというふうに思います。

それでは、本日の議論を踏まえまして、事務局では引き続き対応が必要な課題について詳細検討を進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、議事を進めますが、次の議題は議題の3、今冬の電力需給・卸電力市場動向の検証についてであります。資料5ですが、この御説明をお願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

基盤課長の小川です。

資料5前半部分、需給を中心に小川のほうから、後半の市場の部分を下村から御説明いたします。

本日は対応の方向性について御議論いただければと思っております。ページが飛ぶんですけれども、まず11を御覧いただければと思います。

字が小さくて恐縮ですが、大きな整理として需給、市場それぞれあるんですが、一番左で3つにくくっております。1つ目が予防対策ということで事前に備えておく対策、2つ目が警戒時・緊急時の対策、3つ目はそれを離れての構造的対策、こういった整理にしてはどうかと思ってお

りまして、それぞれ特に予防対策あるいは緊急時対策といったときに来年の冬までに対応すべき短期的な対策と中長期的な対策を分けて考えて行きたいと思っております。

まず、需給のほうからということで13ページを御覧ください。こちらは予防対策になります。

今回の需給逼迫において、これまでも言われておりますキロワットではなくキロワットアワーの逼迫、不足というところをどのように見つけていくか、探知していくかということで、キロワット評価のみならずキロワットアワーに対する評価も確認する仕組み、これを毎年夏、冬の前に行って、電力需給検証で確認していく仕組みを追加してはどうかという点、加えて需給検証を行った後も定期的にこのキロワットアワー、その時々々の燃料の状況などによって変わってきますので、そういった情報をモニタリングする仕組みを導入してはどうかということでありまして、こういった技術的な検討を広域機関において進めていくこととしてはどうか、これが1点目になります。

続きまして、スライド14になります。今度は燃料確保になります。

燃料についてはこれまでもこの場でもいろいろな御意見をいただいております。備蓄のような話、どうためておくか。ただ、その場合の負担の話、いろいろな御意見もいただいている中で、これは3つ目にお示ししております基本発電事業者がまさに自ら判断していく中で、一つの目安といった確保する燃料在庫の目安などを示していくこととしてはどうか。その場合は義務というよりはこの程度持つておくことが望ましいのではないかとといった形でのガイドラインのようなものを示してはどうかというのが14スライドになります。

続きまして、スライド18になります。今度は予防から警戒時、かなり需給の状況、特にキロワットアワーの状況が厳しくなってくる状況でどのように対応するか。18ページで言いますと、将来のキロワットアワー不足が懸念される際に、ここでは警戒対応体制としておりますけれども、そういったモードの切替えというもののスキームを検討してはどうかとしております。この場合のどこで切り替わるか、先ほど予防のところでも掲げましたキロワットアワーを評価していく仕組み、そこで一定のところまで来たらこれはかなり危ない状況になっている、その仕組みをつくっていくことがこのモードの切替えにもつながってくるのかなというふうに考えております。

同じく21ページに飛びますけれども、そういったキロワットアワーの評価といったような点、さらには各送配電事業者個社ではなくて広域的な予備率といった、現在は示されていないそういった情報を今あるでんき予報、各社のホームページにあるでんき予報の仕組みの中に情報を広げていくということをしてはどうかというのが21スライドになります。

続きまして、燃料につきましては次の22スライド、先ほどの燃料の確保に関するガイドラインとも通じてきますけれども、こういった形で燃料を確保しておくか、さらに燃料不足が生じた場

合にどのような形での事業者間の融通があり得るか、特に現状で言いますと、電力に関してはこういった仕組みである広域機関が中心になってやるというのはありますけれども、燃料についてこういった形でやるか、あるいはその場合に費用、この精算をどうするか、そういった点を整理していったらどうかというふうに考えております。

続きまして、25でこちらは電力の融通でありまして、現行もしっかりとしたルールに基づいてやっているところではありますけれども、さらに今回の需給逼迫で顕在化した課題を踏まえて、より一層明確化する。具体的には例えば燃料制約との関係でどのタイミングでどうやって解除していくかといったような点、こういった点につきまして基本的な考え方は国で、技術的な内容、詳細検討は広域機関において進めていったらどうかというふうに考えております。

さらに、緊急時の対策としましては、続きまして26スライド、これは需要側の対策になります。特にキロワットアワーの不足の場合にDRもこれまではどちらかというとキロワット対策というふうに考えられておりましたけれども、一定期間DRを活用する方法もあるのではないかとといったような話がありまして、そういった点も踏まえて小売におけるDRの活用と2つ目のポツのところにありますけれども、送配電において調整力としてDRを活用するという点もあるのではないかとということで、これらについても広域機関において検討していくこととしてはどうかというふうに考えているところであります。

加えてということで需要対策、基本は小売送配、そういった事業者ベースがメインになる中で、いよいよもって本当に逼迫してかなり危ないというときの対応、ラストリゾートとしての28スライドになります政府による節電要請、これも現状は繰り返しですけれども、震災の経験を踏まえてキロワットベースでの整理、例えば予備率が3%を切りそうな場合といった整理をしております。これについても今回のキロワットアワーの検討を踏まえて、どのようなタイミングで政府の節電要請を行っていくか、その場合にどういう形での要請の中身になるか、こういった点も整理していく必要があるというふうに考えております。

需給について、最後は構造的対策ということで32スライド以降になりますが、まずは容量市場の見直し、それから、33スライドにつきましては電源の退出防止というところ、供給力をしっかり確保した上でのキロワットアワー不足対策というのを考えていくという意味でのこういった構造的対策、34の非効率石炭のフェードアウトにも共通するところというふうに考えております。

さらには、脱炭素電源を確保していくという意味での現在別の場で検討が行われています35スライドの新規投資促進策あるいは融通ということで言いますと、36スライドにあります送電ネットワークの強化、系統整備というのも大事になってくるというふうに考えています。

需給の関係は以上であります。



○下村電力産業・市場室長

続きまして、市場の関係に移らせていただきます。39ページからになります。本日は40ページ、予防の対策、それから、緊急時の対策を中心に御審議いただければと考えてございます。

41スライド目を御覧いただければと思いますけれども、並行して電力・ガス取引監視等委員会においても今般の検証等について議論が進んでございます。これと並行してこちらでも御審議していくということで考えてございます。

なお、監視委員会の検討状況につきまして、参考資料1と2で配付をさせていただいてございますので、必要に応じてそちらも御参照をいただけますと幸いです。

では、中身に入っております。42スライド目でございます。

まず、市場の観点からの予防対策でございます。電取委の分析におきましては、現時点において相場を変動させることを目的とする等の問題となる行為は確認されていないとされてございます。一方で、一義的に市場では売り切れが発生をしたということもこれまた一方の事実でございます。まずは供給力を有する者が供出可能な電源については適切に市場に供出されるといった市場環境が重要と考えられます。

こうした観点から以下の方策が考えられるのではないかとございまして、まず短期の対策といたしましては、こちらは監視委でも既に論点に上がってございますけれども、特に供給力を有する者による自社需要予測の精緻化あるいは燃料制約・揚水制約の運用の透明化、幾ら供給力があっても自社需要がすごく大きいということになると、やはり供給力が市場に出てこないなど、こうしたところの精緻化、運用の透明化といったものが短期的に重要な対策になるのではないかと、それから、中長期には今後容量市場ができてまいりますと、このリクワイアメントでしっかり玉が市場に出てくるのかといった論点あるいは限界費用の考え方といったもの、こうしたものも考えていく必要があるのではないかと整理をさせていただいております。

続いて、45スライド目を御覧いただければと思います。

前回もお示しをさせていただきましたけれども、やはり日本では欧州型のBG制を取っているということもありまして、一般送配電事業者が確保した調整力というものもあるわけでございます。このため、市場全体で見れば余力はあるといっても、やはり市場で売り切れが発生する可能性というものは考えられるというところでございます。今般の日本におきましては、下の表にございますけれども、予備力が20%あるいは25%といったときでも売り切れが発生したということでございます。ただ、この予備率の評価の在り方そのものについて論点だということで監視委員会では既に議論がされているところでもありますけれども、そうはいつても、やはり予備力が一定ある場合でもBG制の下では、この市場での売り切れが発生する可能性はあるのではないかと

いう問題意識でございます。

こうした観点から46スライド目でございます。こうしたことがあり得るということを前提にセーフティネットの仕組みが必要ではないかと。これは前回の御審議でもかなり多くの委員、オブザーバーから御意見を頂戴した論点でございます。

来年度以降といったものを考えますと、インバランス料金が需給調整市場を基礎としたものになる、それから、容量市場ができてくるということで、こちらは一定のセーフティネットとして機能するのではないかとといったことで御議論をいただきました。他方で21年度中にあつてはシステムが未整備であることに加えまして、まだ揚水制約等の扱いといったものも十分に考慮されていない中で、一般送配電事業者の上げ余力の考え方に関する整理というものもまだできていないところ、別途暫定的な措置が必要ではないかということで、今回特に短期的な対策というところについて少し具体的な議論をいただければありがたいと考えてございます。

なお、中長期の対策といたしましては、既に監視委員会で議題に上がっておりますけれども、インバランス料金における補正料金算定インデックスの在り方、さらには小売の供給能力確保義務の在り方といったものが論点になってこようかと考えてございます。

参考資料を幾つか飛ばさせていただきます、スライドの51まで飛んでいただければと思います。

こうした2021年度の暫定インバランス料金に関する基本的な考え方について整理をさせていただいてございます。この暫定措置につきましては、来年度以降の料金制度も見据えつつ、現時点ではここで想定をしている上げ余力の算定が困難であるといった状況も踏まえまして、別の指標で条件あるいは価格を設定することが必要である、こういった制約があるというわけでございます。電取委における分析を前提といたしますと、上げ余力が一定以上確保されている場合であっても、アワーが不足する場合には燃料の先使い等が発生し、そのコマだけではなくて、一定期間の間逼迫状況が継続するおそれがあると考えられます。

こうした場合には、安定供給という観点からは広域機関あるいは一般送配電事業者が必死になって運用を行って何とか安定供給を確保するというわけでございますけれども、一方、バランシンググループ側におきましても、もちろん一定期間需給逼迫が継続するという場合において、DRリソースに限界があるというところはあるわけでございますけれども、さりとて需要抑制が積極的に行われることが重要であるといったことには変わりはないと考えられます。この点は電力システム改革の基本理念におきましても、需要に合わせて電源をつくっていくということだけではなくて、需要抑制も活用して逼迫への備えを強化する、それによってシステムを強靱なものにしていくと、こういう方針でシステム改革を進めてきたところでございます。

このため、2021年度の暫定的な措置といたしましては、①番で上げ余力が一定以上あるにもか

かわらずアワーが不足すると認められる条件の下では、②番、小売事業者によるDRリソース確保のインセンティブをそがない範囲内で、一定のインバランス料金を暫定的な上限値として設定するということを考えてはどうかという御提案でございます。もちろんこれはあくまで暫定的な措置ということでございまして、2022年度以降はどうあるべきかということについてははっきり御議論されるということが期待されるものでございます。

では、具体的にどう考えるのかということで各論は53ページでございます。

まず、アワーが不足すると認められる場合をどう観念するかという論点でございますけれども、今冬においては12月下旬から1月下旬の間の多くのコマで売り切れとなってございました。このため、この状況というのは先々のコマのために燃料を取っておくあるいは先に使ってしまう、その先のコマでは使えないといったことがありますので、一コマ一コマで評価をするというのではなくて、このキロワットアワー不足というときには1日ごとで評価してはどうかという考え方を御提案してございます。

例えば実際にどうだったかということで55ページないし56ページに過去の実績を書いてございますけれども、例えば1日当たり20コマ以上で売り札切れが発生するといったことを考えますと、55ページで言いますと、12月26日から1月22日の間、おおむねこのあたりが不足をしていたということになりますし、少し遡りますと、2018年2月にもこうしたことが起こっていたということが見て取れます。このときの売り切れといったときに1キロワットアワーも売れ残っていないということにしてしまいますと、誰かが1人すごい高値で売り入札をしていると売り切れていないという評価になってしまいますので、ここでは53ページにありますとおり売れ残り量が約定総量の一定割合以下、例えば1%以下という形で評価をして売り切れということの計算をしているものでございます。こうしたものを対象とするということが考えられるかどうかというのがここでの御提案でございます。

他方で、最後のポツでありますけれども、これは市場に売り札が残っていないという状況でありまして、逆に売り札が残っている状況では、このときよりも価格高騰の蓋然性が低いと考えられるわけでございまして、そもそもこうした条件設定が必要かという御議論もありますので、この点も含めて御審議をいただけるとありがたいと考えてございます。

続いて、57ページでございます。

一方で、上げ余力が一定以上あるにもかかわらずということで申し上げておりましたけれども、じゃあ一定以上あると認められない場合ということをどう考えるかということでございます。市場価格は安ければいいというものではございませんで、必要な供給力が確保される価格水準であるといったことも重要でございます。少なくとも容量市場の運用開始前は日本もエネルギーオンリー

マーケットとなっておりますので、キロワットが不足をするといった場合の市場価格というものはパイと言われたりしますけれども、それは自然なことでありまして、それ自体直ちに不相当とは言えないというふうに考えてございます。

この点、2022年度以降のインバランス料金制度におきましては、上げ余力が3%以下の場合、インバランス料金を200円とするとされておりますところ、2021年度の暫定措置におきましても電源等のキロワットが不足する場合には、先ほどの暫定的な上限値の対象外とすると。すなわち予備力をここで評価できるのはキロワットでございますので、キロワットが3%以下の場合には上げ余力が一定以上あるとは認められないというふうに観念いたしまして、今設定をしてございます200円というものを2021年度中も継続することとしてはどうかと考えてございます。すなわちアワー不足であっても、そもそもワットも足りないというときにはこの200円を適用してはどうかという考え方でございます。

続いて、59ページを御覧いただければと思います。

では、ワットはあるんだけどアワーが足りないときの上限値を幾らにするということが論点でございます。この点、例えば前日も委員からありましたのは45円といった声等がオブザーバーから御提案がありました。こちらについては需給逼迫カーブで予備力8%のときの価格ということで45円という数字が出ていたものでございまして、これは電源I'の応札時のキロワットアワー価格の上限の各エリア最高価格の全国平均ということでありまして、要するにDRを発動するときのアワーベースの価格というふうに観念いただければと思います。こうした価格と。

他方で200円といった数字もございます。これはDRのアワーだけではなくてワットのところも評価した上で、一般送配電事業者が一定回数発動とした場合に600円となるという評価が行われて、他方で2023年度までの暫定措置として200円という値が設定をされたものでございます。例えばこうしたものを観念いたしますと、先ほどのアワー不足のインバランス料金の上限値というものは、この間で検討することが考えられるのではないかと御提案をさせていただいてございます。

2ポツでございますけれども、例えばこのワットアワー価格を基礎に今年の冬においては、エリアによっては最大76時間のI'の発動があったということでございまして、DRの発動によっては基本料金が発生しますので、これが76時間あるとすると多少割り付けられるわけでございますけれども、こうしたことなども踏まえつつ、どういった価格が適切かといったことについて次回以降検討することとしてはどうかとさせていただいてございます。この際には、計画値同時同量の達成のインセンティブを与えることによって安定供給確保の観点、それから、事業者の予見性確保の観点、そのバランスをどう捉えていくのかといった観点が重要になると考えられます。

62スライド目を御覧いただければと思います。

こうした仕組みというのがセーフティネットの実効性を確保するとともに、DRの発動を円滑に促していくという観点からは市場参加者が何らかの形でワットの不足、アワーの不足を予測できる仕組みが必要と考えられます。この点、今は入札カーブが当日に公表されるようになりましたし、また、先物市場も運用が開始されてございまして、これは私もホームページをたたくと見られますけれども、帳入値段が公表されてございまして、そこからフォワードカーブというものをつくるといったことも可能でございます。こうしたものは重要な情報になるのではないかと考えてございます。

これに加えて、現在HJKSの情報内容の在り方、それから、でんき予報の情報の拡充といった論点も挙げてございまして、どのような情報がどのようなタイミングで公表されることが望ましいのかといったものにつきましては、市場参加者のニーズも考慮した上で検討がなされるべきではないかというふうにしてございます。

それから、最後に66ページからはインバランス料金の確報値の公表について少し御紹介をさせていただきます。

67スライド目でございますけれども、先週金曜日、3月5日にインバランス料金の確報値が公表となりました。1月の平均値で見ますと、確報……。音声、大丈夫でしょうか。失礼いたしました。

では、もう一度67ページから御説明させていただきますけれども、3月5日にはインバランス料金の確報値が公表となりました。1月中の平均値で見ますと、確報値が78円という値が公表されたところでございます。これに対して事前の速報値は59円ということでございまして、速報値は確報値の公表に一、二か月程度を要するといったことを踏まえまして、実務検討の結果として実需給5日後までに取得可能なデータに基づき公表されるということが決まり、現在運用がなされているものでございます。

こうした制約の下で算定されるものでございまして、確報値と速報値は運用諸元、算定諸元が異なっているというものでございまして、この差異が生ずる原因としては、例えば下記のような実績が確報と速報で違っていた、扱っている計画が確報と速報で違っていた、こういったものが考えられるところでございます。

今回、この $\alpha$ 値は市場の売り切れに備えてあらかじめ設定していた上限に張りつくといったコマも出現をございまして、現時点で確報値に誤りがあった等の報告はございませんけれども、今後、電取委においてこの点の検証が必要であるというふうに考えてございます。

少しこの違いについて解説をさせていただきますと、まず70ページを御覧いただければと思い

ます。

この速報値の公表に当たっては、実績、これは実需給の数日後時点で取得可能なデータに基づいて実績値が取られることとなります。このため、例えば指令に追従できなくて電源トラブルが起こったようなもの、こうしたものについては考慮がなされないといった、そういった特徴があるところでございます。

それから、71スライド目を御覧いただければと思いますけれども、これは計算諸元が異なるというところでございます。例えば小売事業者が100の計画を出していたところ、实际需要実績が110でありましたと、こういったケースを考えてみます。こうしたときに今回市場で売り切れが発生をいたしておりましたので、100の計画をしていたんだけど、実は市場では70しか買えませんでした。こうしたことが起こったわけでございます。

こうしたときに速報値では実は計画ベースでの計算となっておりまして、この100と110の差の10といったものを不足インバランスというふうな計算になっているわけでございますけれども、実績値においては市場で買えなかった部分も評価できるようになりましたので、実際に買えたのは70でございますので、本当の不足は70と110の間の40ということになるわけでございます。この実績値では40、速報値では100と110の間の10、こういう形で算定諸元が異なるといった、こうした要因が考えられるところでございます。

この結果といたしまして、少し戻って69ページになりますけれども、インバランス料金の計算の方法は、これはいわゆる需給カーブで供給曲線と、それから、需要曲線を描いているものでございまして、その交点、青と黄緑色の交点が市場の約定価格ということになるわけでございますけれども、実際には不足インバランスが発生しているということでありまして、そのインバランスの発生量に応じて需要曲線を右側にずらした値、ここで交わったところをインバランス料金というふうに観念しているわけでございまして、速報値よりも確報値のほうが今回このずれが大きかったということで、特に供給曲線が浮き上がっていたということもありまして、この速報値と確報値のずれにつながったということで考えられるところでございます。こうした説明に基づくもので、今回のずれにつながったと考えられるところでございます。

73ページを御覧いただければと思います。

この差異については新電力の経営にも影響が考えられまして、ひいては需要家にも影響があり得ると考えられます。そこで、まず制度的な対応でございまして、本日この緊急時対策としてのセーフティネットの仕組みの提案をさせていただきました。こうしたものが導入されることとなりますと、今申し上げたような心配というのも幾ばくかの緩和というのがなされるのではないかと考えられるところでございます。

それから、当座の対応ということでございまして、現在インバランス料金等の分割について措置をさせていただいているところでございます。こちらの申請につきましては3月15日を締切りとしておったところでございますけれども、先週の確報値の公表を受けまして、やはり申請をしたいといった声、こうしたものを伺っているところでございます。一方で、準備に時間が足りないといった御要請もいただいておりますので、こちらは各一般送配電事業者に対しまして、15日までに何らか御連絡をいただければこの申込みの対象とみなすと、そのあたりは必要な書類等について御準備いただければ申し込みいただけるといった柔軟な対応を御要請させていただくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

なお、この際にもインバランスは不足もあれば余剰もあるといったところもありまして、どうしても算定にあつては4月5日が締切りであることを踏まえすと、3月25日までの申請が必要であるといった点は御留意いただければ幸いです。

(3) 番でございまして、やはりこうした差異が生じたといったこと、これもやはり新電力には大きな影響があったと考えられますので、今回の料金についてはしっかりと検証を行うとともに、新電力の経営に与える影響についても丁寧に調査を進めていくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

なお、最後74ページは御参考でございまして、特に分割措置に関する主な問合せについて少し解説をさせていただきますので、御覧いただければと思います。

例えばやはり公表されるのはどうかということで少し御心配される事業者の皆様もいらっしゃいますけれども、Q5でありますけれども、実はエネ庁からは昨年来ずっとコロナの関係で事業者様には柔軟対応といったものの御要請をさせていただいてございまして、そうしたものに応じていただける200社を超える新電力の皆様は既に公表させていただいております。こうしたところに追記をさせていただくと柔軟対応していただけるということであれば、ここに追記をさせていただくといったことを考えているということでございまして、それ以上の他意はないということは御理解をいただけるとありがたいと思っております。また、その他御不明な点がありましたら窓口を設けてございますので、お問合せをいただけますと幸いです。

長くなりましたが、以上でございます。

#### ○山内委員長

どうもありがとうございました。今年の冬の需給逼迫の市場動向の検証ということで、それに対する対応策の方向性を今事務局から幾つか、幾つかというかなりの点でお示しいただいたということでもあります。これは全て今日決めるというわけではないんですけれども、皆さんの御意見を伺いながらさらに進めていくということでもあります。

それでは、これについて御意見あるいは御質問でも結構ですので、ありましたら御発言願いたいと思います。同じ要領でございますので、チャットといたしますか、スカイプのチャット欄ですか、記入欄に会話のところで御発言を御希望と書いていただけると。いかがでございましょう。

大橋委員が御希望ですね。大橋委員、どうぞ御発言をください。

○大橋委員

ありがとうございます。

本日の会合の資料はこの資料も含めて大変丁寧につくられていて、ありがとうございます。

この資料に関してですけれども、3点だけ申し上げますが、まず1点、14ページ目の燃料確保に関する点ですけれども、私も燃料在庫量の目安に関するガイドラインを策定していただくのはいいのかなというふうに思います。過去のガイドライン、多分20日とかそういった数字も入っているんだと思いますけれども、そうした点をちょっとしっかり見直していただいて、全国台で見たときにどれだけの燃料を誰が、どういう事業者が持つのかという点をしっかり議論していただくという点は大変いいのかなと思います。

次に、57ページ目の需給逼迫時におけるインバランス料金について、こうした考え方は私もよろしいんじゃないかと思います。単に賛成だということでもあります。

あと、暫定時におけるインバランス料金ですけれども、これはやっぱり売り札切れのケースについて検討されるということで私はよろしいのかなと思いますし、また、DRリソースの確保のインセンティブを妨げないという観点で言うと、DRの調達費用であるキロワットアワーの価格とキロワットアワープラスキロワットの価格の和の中間と考えていくということも非常に効率性があるのかなと思います。

基本的にちょっと賛成の意見だったんですけれども、以上であります。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

次に牛窪委員ですね。どうぞ御発言ください。

○牛窪委員

牛窪でございます。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○牛窪委員

ありがとうございます。詳細な御解説、我が国の事象の後、ちょっとアメリカのテキサスでまた激しいのが起きて、極めて重要な論点をしっかりと整理していただいた。特に11ページ目でま



とめていただいた足元の次の冬までということと、何かちょっとやはり危機的な状況が起きたとき、それである程度ちょっと長い時間軸で構造的なという論点の整理はこのとおりだと思います。

ただ、いろいろと燃料の確保とか融通とか、やはりなかなか民間事業者の各社のそれぞれの経営判断に基づく行動というのがある中で、どうやって公益に資するような形でインセンティブを付けて、全体として合成の誤謬が生じないようにやっていくかということはいろいろ問題意識を挙げていただきましたけれども、非常に難しいテーマではないかなというふうに考えております。

また、あとちょっと細かいというか特定の35ページ目でカーボンニュートラルの実現と安定供給の両立に向けた新規投資の促進ということで御説明を頂戴いたしました。これも極めて重要な論点だと思いますけれども、新規投資のみならず水力、原子力等も含めてということだと思いますけれども、やっぱり既存のカーボンニュートラル電源の維持更新等もしっかりと行われるようにお金の回る仕組みをどうやってつくっていくのかなということも同時に大事だと思いました。

また、大橋先生がおっしゃられたとおり後ろの51ページ目辺りですけれども、やはりデマンドレスポンスですね。これは重要な要素ですので、いろいろなルール、決まりをつくるときにここが阻害されるようなことはやはり避けなくては行けないのかなというふうに思った次第でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は横山委員、どうぞ御発言を。

○横山委員

横山です。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○横山委員

ありがとうございます。

検討の基本的な方向性には異論ございません。暫定的なインバランス料金についても具体的なデータは先ほど拝見させていただいたばかりで、次回以降審議ということで、先ほど大橋委員も牛窪委員もおっしゃいましたが、DRの確保の阻害をしないような価格ということで賛成したいと思います。

ただ、1点、14スライドにございます①の予防策としての燃料確保の体制構築についてですけ

れども、3つ目、4つ目のポツでキロワットアワー不足を考慮した燃料確保の方向性としてリスクを考慮して適切な燃料を確保するということですが、その最後のポツにもございます経済メカニズムの中で、この既存の制度のままに発電事業者さんが行うとすると難しいものがあるというふうに思いますので、個々の発電事業者なのか発電事業者さんのグループなのか国なのか、そういう誰がこの実施体制となって、個々の個社に置くのか、それとも全体として置くのか、どこに保管するのか、そして、どのような状況で確保するのか、そして、コスト増を誰が負担するのかということも含めて議論することが非常に必要だというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次はオブザーバーですが、どうぞ川越オブザーバー、御発言ください。

○川越オブザーバー

聞こえておりますか。

○山内委員長

聞こえております。

○川越オブザーバー

それでは、3点ほど申し上げます。

1つは総論ですが、今回暫定措置としてインバランス料金の上限値を設定する案を御提起いただいたことに感謝申し上げます。2月24日の内閣府のタスクフォースにおいても、今回の調査の結果、仮に不当な取引行為がなかったと判断された場合、自由競争であるから問題ないとの結論で終わることにはならない。もしそれが容認されれば、数年に一度高値張りつきが起こることを意味し、市場制度として致命的な欠陥を放置されることになることと提言されておりまして、我々も全く同意しております。

現在多くの小売事業者は極力取引市場を活用しない方向でかじを切っているかに思えます。これは本来自由化を目指してきた競争政策とは異なる方向でありまして、取引市場への信頼性の低下の現れだと思っております、決して望ましいものではないと思っております。そういう意味からも前回申し上げたとおり、今小売事業者がファイナンスの面も含めて事業継続判断に必要なのは、今年度決算期における速やかな暫定措置の導入です。73ページ目にセーフティネットの仕組みの早期導入といった記載がありますが、これは次の冬に向けた議論ではない、もっと早くという意味で改めて御理解をいただきたいと思っております。

その上でキロワット予備率があるにもかかわらず多くの今回コマが売り札切れとなっております。キロワット予備率にもかかわらず事務局案に例えば20コマ以上で約定率が99%以上になる日に上限価格を導入することが必要ではないかと思っています。

59ページ目に45円から200円の間での適切な価格の検討となっておりますが、中期的にはしっかりと議論すべきものだと思いますけれども、現在事業者が信頼してこの市場取引をできるためにも、既に議論している2022年度以降のインバランス料金の案である45円を引用するのが合理的だと考えておりますし、この暫定措置については速やかに資源エネルギー庁において導入判断をしていただきたいと思います。

ちなみに27ページ目に弊社のDRの事例がありますけれども、1か月で317万キロワットアワー、弊社過去最高の削減量をDRで実績があります。これは明日の発災から10年を迎える東日本大震災で取り組んだDRを発展してきたものであって、価格的にもこの10円から20円・パー・キロワットアワーぐらいで需要家さんが非常に協力していただいたという実績がございます。

38ページの構造的対策において小売の供給力確保義務の在り方について触れられています。一方で、災害等ある条件においては一般送配電事業者が優先的に供給力を確保するとし、代わりに小売事業者の供給力確保義務を求めないようにしてはどうかとも考えております。いずれにしても、各プレイヤーの役割を適切に定義し、発揮することが電力産業のさらなる進化につながると考えております。

あと1点ですが、1月のインバランス確報値に対する意見でございます。67ページにあるように200円キロワットアワー前後であったものが速報値は500円・パー・キロワットアワーを超える価格となっております。参考資料1の17ページに500円という価格がグロス・ビディングの高値買戻しを行う場合に便宜的につけられた買い札価格であり、実需要面の電気の価格とは全く関係のないものであると考えています。新電力の札もありますけれども、自社電源のエリア間で行う場合に、この連系線利用を間接オークションで高値買戻しするケースもあり、このような札を除いた場合のインバランス料金も検証していただきたいと思います。簡易制度的措置であるグロス・ビディングの運用上つけられた価格によってインバランス料金がつり上がっているのならば、この高額になったコストを負担することに対しては一度御検討をお願いしたいと。

いずれにしても、8班一体体制の支配的事業者が多い状況の中でグロス・ビディングの不透明さも含めれば、今回のような事態が起こるのはそういう土壌があったと考えております。弊社では、速報値ベースのインバランス料金から約1.5倍に膨れ上がった状況でありまして、市場高騰下で各事業者が事業継続に向けて対応を進めてきた中、ファイナンス面でのさらなる不安材料があり、電力産業自体への信頼感の低下にもつながってまいります。ぜひ速報値と確報値の乖離やイ

ンバランス料金の妥当性について早めに検証をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次の発言者は村松委員ですね。村松委員、どうぞ。

○村松委員

村松です。ありがとうございます。

今回資料5で全体を分析されて、さらに論点、対策まで落とし込んでいただきまして、ありがとうございます。全体として挙げられた数々の施策につきましてはおおむね賛成なんですけれども、幾つか気になるような点がございまして、申し上げたいと思います。

まず、需給の面につきましてですが、これは事業者の方々にある一定の行動を取るようにといったような形での施策が幾つか挙げられておるんですが、それが経済合理的な観点で果たして事業者が受け入れられるようなものなのかという観点が気になりました。

まず、14ページですね。燃料確保の方向性のガイドラインの話なんですけれども、ガイドラインが示されますと、これはもう安定供給の観点で国民の安心感というのは得られると思います。ただ、一方で事業者の経営判断や環境に大きく左右されて差のある部分だと思えます。一律のガイドラインといったような形ではなかなか従いづらい事業者もいると思いますので、ここは実効性が持てるのかという観点と、少なくともリスクテイクの在り方ですね、前回は申し上げましたが、コスト負担といった議論をしていただければと思います。

あと、22ページのところで事業者間の燃料融通の話がございまして、ここも本当に電力会社同士で燃料融通は行われるのかなというのはずっとよく分からないところなんです。電力会社同士であれば電力融通ということでしょうし、燃料会社から電力会社に供給されるのは燃料の卸売という形で通常の取引の中で行われると思いますので、燃料融通を電力会社同士でやってくださいといったようなことを整備していったとしても、果たして行われるのかという前提はあらかじめ確認いただければと思います。

あと、33ページ、電源の退出防止の話ですけれども、どういう仕組みを使ってこの電源退出を止めていくのか、必要と認められたものについて止めていくのかということだと思えますが、事業者が経済合理的にこれは維持できないから退出しますというふうな御判断をされたものについて、燃料サプライチェーンや人の手当てまでのコスト面でカバーするから維持してとか、そういったようなことができるのか、一方的に押しつけにならないかということをお慮しております。

あと、後半のほうの市場につきましては、ちょっとすみません、まだ私十分理解が追いついて

いなくて、今回暫定措置の範囲についても定義ですね、この範囲について上げ余力が一定以上あるにもかかわらずキロワットアワー不足のところに暫定措置の範囲を定めていただいているんですけども、それ以外のものというのは今回暫定措置の対象にしないというのが本当に合理的なのかというのが十分理解できておりませんでした。申し訳ありませんが、ここはこの後価格面の議論はまた引き続きされるということですので、もう一度分かりやすく丁寧に分析して御説明いただければと思います。

それから、先ほど川越オブザーバーからも御発言ありましたけれども、今回インバランスの確報値と速報値の間で大きな乖離が出ましたという点については、会社の決算を見ている立場からすると、このタイミングでこういった数字で出てしまったのは非常にやりづらいなというふうに思っております。当然確報値で会社が決算を取り込んでいくことにはなるとは思うんですけども、もう既に速報値ベースで年度の業績見通し等を立てており、電力会社に対する株式投資を行っている会社は業績見通しに基づいて投資評価の御判断というのをされていると思うんですね。

この決算において若干の不確定要素というのが残ってしまうおそれというのもございます。これは今まで我々電力システムの議論をするときに電力事業者、電力事業に携わるプレーヤーと需要家という目線でお話をしているんですけども、そこに対する投資家がいるということもちょっと考えていかないと、電力事業に投資のリスクがあるので、投資を控えるというふうに判断されかねない要素になってしまうのではということ懸念しております。

ちょっと愚痴とぼやきが入ってしまったんですが、ここは非常に憂慮すべき点だと思っておりますので、決算ができるだけ早くスムーズに確定できるように様々な面で御検討いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は松村委員ですね。松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

聞こえています。

○松村委員

まず、スライド13に関してです。先ほどからずっと支持という意見が続いていて、私もここに書かれているモニタリングの仕組みを導入すること自体は合理的だと思いますが、これも前回と全く同じことをもう一度言わせていただきます。

モニタリングをすることが出口になるというのは、モニタリングをして足りないことが分かれば、積みますということが可能であれば意味があることですが、本当に可能なのかを確認する必要があります。別の委員会のことだから知らないという整理は許されないと思うのですが、監視等委員会でも今冬のタンクの運用状況などは見ているわけですよね。それに対して何か危機が起こる前の調達が少し薄かったのではないかと、警戒が足りなかったのではないかとという指摘に対して、電力会社のほうはタンクの容量あるいは運用の制約によってこれ以上追加でもともと調達しておくことは無理だったという回答をしている。

ということは、これはモニタリングして調達が薄いという事実を出したとしても、今冬のような事態でも、もちろん本当に危機的な状況になった後はそもそも調達ができない状況になっていたので、そこでモニタリングしてもそもそも調達できないなら無理なのですけれども、そうじゃなくてその前の段階で仮にこれが出たとしても、全く防げなかった、少しも緩和できなかった、ということになる。もしそうだとすると、今冬のようなときに全く役に立たないような制度を導入して、これで安定供給対策、予防対策ですと言っていいのか、ということは、私は疑問に思っています。

一方で、タンクとか運用とかの制約ではなく、調達し過ぎることがあったとすると、逆に使い切れないという可能性も出てくるので、物理的・技術的な制約なのではなく、経済的な制約によって調達を少し絞っていました。だけれども、今冬の経験を踏まえてモニタリングしてもっと調達してくださいと言われれば対応できますという整理だとすれば、これは意味がある整理ですが、そういう整理と異なる整理が別の委員会で仮にされたとして、この委員会でモニタリングを導入したらどうかというのは、モニタリングを導入すること自体は合理的だと思いますが、予防対策に全くならないということになると思います。それぞれ違う委員会で全くインコンシステントな議論とならないように、今冬のは経済的に見れば合理的な調達だったけれども、まだ調達する余地があった。厳寒に対する備えが足りなかったと、そういう整理になるのか、もうこれは目いっぱい調達していたので、これ以上は無理でしたという整理になるのかというものによってこの評価が大きく変わると思います。現時点では、これをやること自体はいいと思いますけれども、これで予防対策になるかどうかというのは、私としては確信が持っておりません。

次に、スライド26を見てください。

DRのことが適切に書かれていて、よい資料だと思います。ところで、電源 I あるいはこ

の後容量市場ができた後でも同じだと思いますが、DRに期待されているものとして4時間とかという単位で需要を抑えてください、そういうもので、まさにキロワット対策のDRしか念頭に置かれていなかったわけですが、今冬のようなキロワットアワーが足りない事態では、このようなDRは不適切だと思います。違う種類のDRが必要だということだと思います。

具体的に言うと、普通に私たちが念頭に置いていたのは、冬だったら日没のあたりの数時間キロワットが不足するかもしれない、その時間に例えば暖房を切ってくださいとかということだとすると、それでキロワットが抑えられるということになって意味のあることですが、今冬のような状況だと、そうじゃなくてその4時間を超えた後で需要が増えたとしてもやっぱり同じ危機を招いてしまう。そもそも需要を全般として抑えるDRが必要だということになると思います。

極端なことを言えば、大学で何か電気を大量に使う実験とかをしているとすると、その時間を避けてくださいというDRではなく、この冬はその実験を止めてもらって、その代わり浮いた電気代でこの後10年なりの抑制しなければいけなかった実験を十分やってもらおうとか、そういう類いのDRが必要になってくるわけで、これをどう調達するのか、あるいはどう市場をつくるのかというようなことも含めて、これから中長期的な課題として考えていかなければいけないと思います。この出発点としてとてもよい資料が出てきたと思います。

次に、スライド53のところでキロワットが不足する、キロワットアワーが不足するという典型的な状況としてはコマ数、幾つかのコマで急騰するというようなことではなくて、全般的に需給が逼迫するというようなことを特徴として捉えて、一定以上のコマ数というので玉切れが起きるというようなときに特別な対策を取るとするのは合理的な整理だと思います。このような合理的な整理が出てきたことを感謝します。

さらに、玉切れに関しては文字どおり全部売れ残ったということではなくて、もうほとんどが売れ残ったと整理するのも合理的だと思います。これからDRが発達してくると、DRのコストはどんなに高くてもある意味合理的だと思いますので、80円で出す、90円で出す、100円で出すような札があってもそんなに不思議ではなく、逆にそういう札が恒常的に出てくるのは市場の流動性という観点から見てもとても望ましい姿だと思います。ところが、そういう望ましい姿になったという結果として物すごく高いところにも札が残って、その結果、玉切れにはならなかったけれども、今冬のような逼迫になることは十分起こり得ることだし、決してここで書かれているような何か異常なことというだけではなくて、合理的な市場になったとしてもこういうことはあり得ると思いますので、多くのコマでほとんどの売りが約定された事態に対して発動するとのこの事務局の整理はとても合理的だと思います。

その上で、59ページのところで価格の具体的な水準が書かれています。この45円から200円と

というのは非常に大きな幅なので、200円にしたらほぼ意味がない。そうじゃなくても当然適用される上限価格だということを考えれば、これよりはかなり低い価格にするということだろうと思うのですが、一方で私は45円に近い価格になるのは若干不安を覚えています。今冬でも60円だとかもう少し高い値段で実際に供給された供給力はあると認識していて、それは吹っかけたわけじゃなくて、実際にそれぐらいのコストがかかるということは、自家発だとかということでは十分あり得ると思います。そういうものが出てこなくなるような、あまりに低い価格は弊害がとても大きいと思いますので、45円近傍になるのは少し低過ぎると懸念しています。

最後に今回予備率というのが正しく整理されていると思いますが、監視等委員会では少し私は理解できない議論がされていて、予備率が十分あるのにもかかわらず市場にあまり玉が出てこないことが問題視されていて、ある意味で市場に出せる量に対応するような予備率の定義に変更するとの発想は、私は論理的に相当おかしいし、かなり危険だと思っている。今回の事務局のようなマイルドな整理が採用されてほしいと思っています。かつてもあったと思いますが、例えば緊急設置電源で自治体との協定があるために、市場に出すために動かすことはできないけれども、危機的な状況のときには動かせる電源は、市場には出せないけれども、予備力には入っていたと思います。そのようなものが予備力に入っているというのは合理的なことなので、そういうようなもの、市場に……

○山内委員長

松村委員、聞こえますか。ちょっと今音声途絶えています。

○松村委員

市場に出せる余力を表すとの発想で予備力の定義を変えると、あらゆる問題にはねてきて、様々な予備力の定義も変えざるを得なくなると思いますし、必要な予備力の数値も大幅に変えなければならなくなる。今回のエネルギーの整理のようなことが行われるとよいかと思いました。

以上です。

○山内委員長

趣旨は分かりましたので、結構です。ありがとうございました。後で佐藤電取委員長から御回答があると思います。

次の御発言は村上委員ですね。どうぞ村上委員、御発言ください。

○村上委員

ありがとうございます。

私のほうからは皆様の御質問等と重なりますので、大きな点はないのですが、1つだけちょっと気になったことがありまして、前半のところの需給の議論の中で、あまり需給の見直し



のところでは大きなデータを使ったような、例えばビッグデータを使ったような試みはあまりないのかなという感触を受けました。恐らく今回の議論というのは、そこには焦点がないというのは重々承知なんですけれども、ちょっと前の委員会的时候にも一度お話をしたような気はするのですが、せっかくいろんな意味で情報のデジタル化が特にスマートメーター等の導入も入りまして始まっている中で、今回の需給の議論の中にそういった話をに入れていかないのはもったいないかなという今問題意識がありましたので、そのところは共有させていただきたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は大石委員ですね。大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。私のほうからも何点か意見と質問と述べさせていただきます。

まず意見のほうなんですけれども、13ページ、14ページ辺りの燃料確保というところで、今回こういう情報提供を含めてまとめていただきましたけれども、今年の冬、LNGが逼迫したと言いながら、消費者としては当然そうすると都市ガスの値段がすごく上がるのかなというのを懸念したんですが、実際には都市ガスのほうの逼迫はなく順調に供給があったということで、それを考えますと、燃料の情報なのか電気の融通のことなのか、そのあたりもきちんと情報管理をして、むやみやたらに不安をあおる必要はないですけれども、やはり少なくともエネ庁としては全体の需給の様子をちゃんと把握していただいて、そして、必要があればむやみに市場が荒れないような情報の出し方というのを先ほどデジタルを利用してというお話もありましたけれども、ぜひそういうものを今後も検討していただきたいなというのがまず1点目です。

それから、51ページのところのインバランスのところではこれは質問なんですけれども、先ほど災害時の話もあったと思うんですが、今回のこの暫定的な2021年度のインバランスの話というのは、そういうことがあってはいけませんけれども、同じような需給逼迫が起きたときだけの話なんでしょうか。それとも本当に災害が起きたりとか実際に緊急事態が起きたときは、このインバランス料金というのが適用されるというお話なのか、そのあたりのところをぜひお聞きしてみたいなと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、電取委の佐藤オブザーバーから御発言願います。よろしく願います。

○佐藤オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○佐藤オブザーバー

何点か申し上げます。

まず、14ページでこれは横山先生がおっしゃったところですが、一番下のところ、経済メカニズムの下で十分な燃料を確保することのリスクテイクの在り方や方策については引き続き検討することとしてはどうかというところなのですが、これは事務局が答えるような気もしますけれども、ちょっと私見を言えば、これは容メカが入った後とその前でちょっと分けて考える必要があると思います。容メカが入った後であれば、これは十分な燃料を確保しないとペナルティを払うということになりますから、そこでそのコストをどう見るかということで、容メカの中でそこはこなしていくということで、むしろ24年度まで始まらないということになると、その間はどうかというふうに考える必要があると思いますので、24年度までとそれ以降で分けて考える必要があるのではないかというふうに思います。

それと、途中で議論がありましたけれども、インバランス料金の決まり方で非常に高過ぎる、例えば999円とかグロス・ビディングを考慮して出した値札の高値は除くべきではないかという御意見がございました。もっともだと思うんですが、ただ、特に連系線を通すために0.01円を出している発電事業者もあるということ、あと、グロス・ビディングでも実は全事業者が999円を出しているわけではなくて、もっと低く出している事業者も旧電力でいるということ、さらに、最大の高値になったところは幾つかの旧電力のうちの事業者がグロス・ビディングはやめていたということもありますので、これはかなりちゃんと分析をしないと999円とか0.01円というのがインバランス料金を決定する上でどういう要員であるかとか、どういう貢献とか原因になったというのはちょっと詳しく調べる必要があるかなというふうに思いました。

あともう一つ、松村先生がおっしゃった3月2日での私どもの審議会でも予備力の考え方で御意見をいただいたんですが、今回この資料に関しての取りまとめ方、論理体系は評価できるというふうに先生はさっきおっしゃいましたが、実はこう言っちゃ何ですけれども、これは監視等委員会というか、我々が相当言ってこのロジックに変えてもらって出したということもあって、そういう意味では恐らく真意は相当違ってなくて、3月2日で私をはじめとした事務局の説明がちょっと足りなかったのかなというふうに思っておりますので、もう少し申し上げますと、予備力というよりもインバランス料金を決める上で49スライド目、これは逼迫時のインバランス料金

ですけれども、このときの補正料金インデックスで、何で600円でありますとか45円を決めているかというのは、これは単純な予備力じゃなくて、ここで書いてあるのを見ていただきたいと思いますが、途中で下村室長の説明でもありましたが、送配電事業者が活用できる電源の余力でありまして、これを考えると実際に活用できる電源の余力ということになりますので、相当揚水制約とか燃料制約とかいったことを考えないと送配電事業者が活用できる電源の余力というのは定義できませんので、もう少し予備力というよりも、この概念を3月2日でも御説明しておけばよかったかなと反省しているところであります。

それと、さっき大石先生からちょっとありましたが、この需給逼迫時のインバランス料金というのは災害のときとかそういった場合どう考えるかということなんですが、これ実は需給逼迫時のインバランス料金を決めるときに相当議論しまして、原則災害のとき、計画停電があったとしても市場は止めずにこのインバランス料金をまさに使うことを決めたということでもありますので、相当災害のときというのも需給逼迫時のインバランス料金は使うということでもあります。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

次は柏木委員ですね。柏木委員、どうぞ御発言ください。

○柏木委員

柏木です。

今回の問題は随分よく整理されていて、特に11ページのところに全部がまとめられていることは非常に評価すべきだと思って、じっくり読ませていただいているんですけども、考え方としてはキロワットに関しては既に容量市場で担保されているわけですね。今回は燃料不足ということでアワーが出なかった。ある意味でこれは自由化ですから、供給義務というのは何となく薄れている気がするんですけども、やっぱり大規模電源を持っている旧一般電気事業者に最終的なラストリゾートというかインバランスが生じる新電力に対して何らかの適切な価格で電力が出るような、アワーが出るような形で持ってくるというのが普通の線だと思います。そのためには、この非常時・緊急時の定義というのが今もおっしゃっておられたように明確になっていますのでよろしいと思うんですけども、それをきちとした上で、やはり今度は旧一般電気事業者に関してもいろんな電源ミックスで電力を動かして同時同量を達成するような形にして、そして、新電力にも電線を通して売っているわけですからね。

今まではベースがあって、ベース・アンド・ミドルで天然ガス、LNGがあって、ピークが石油だったと。石油はもう今使わないということであれば、やはりベース・アンド・ミドルのLN

Gに関して少し適切な在庫の在り方ということもこの11ページでいきますと、燃料確保の体制、2番目に予防対策のところガイドラインの整備となっていますけれども、この整備の中に在庫という方向で石油の代わりに天然ガスがある意味ではベース・アンド・ミドルでこれを賄うことになるということになると、その量がなかなか在庫しにくい、暴落することもありますから、しにくいと思いますけれども、そこら辺のことをきちっとやっていくことが非常に重要なんじゃないかと、こう思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は電事連の清水オブザーバーですね。どうぞ御発言を。

○清水オブザーバー

電事連の清水でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○清水オブザーバー

よろしく申し上げます。

今後検討を進める上での課題整理をしていただいた上で、対応の方向性をご提示いただき感謝申し上げます。既に何人かの委員の皆様から御意見をいただいておりますので、繰り返しは避けますが、やはり燃料確保の方向性を示すガイドラインを策定する上での検討、その中に整理していただく課題は幾つかあるというように認識しているところでございます。

その上で1点だけ、最後に御説明がありました1月のインバランス料金の分割措置についてでございますが、これについては1月分の確報値と速報値の差異が大きかった、こういうことに伴って影響を受けた事業者殿から供給を受けておられるお客さま等への影響を抑止するというところで、申込み受付に関して柔軟な対応を実施する方向で整理されたものと認識しております。一般送配電事業者としても、本小委員会での整理を踏まえまして、今回追加の柔軟対応については資源エネルギー庁殿と協力し適切に対応していくため、小売事業者殿におかれましても、申込み書類等の不備等がないよう、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は都築オブザーバーなんですけれども、四元委員を先にということですので、四元委員、ど

うぞ御発言ください。

○四元委員

ありがとうございます。四元でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

大丈夫です。

○四元委員

私も繰り返しのところは避けたいと思います。松村先生がおっしゃったように、どれほどのモニタリングは効果があるのかとか同じ感想を持つところはありますが、かなり短期的に何ができるか事務局の苦心の跡が今回出ているようには思います。例えば燃料調達のところの情報公表とか、もしやるのであれば慎重な検討もですけれども、かなり丁寧に検討しないと話が前に進まないように思います。やるのであれば、そのようにお願いしたいと思います。

1点ちょっとまた長期的な話になるのかもしれませんが、今日申し上げるとすると、33ページの退出防止ですね。ここは何を御検討になっているのかやや抽象的な記載になっちゃってよく分からないんですけども、電気事業者の入るところは届出制で、廃止も届出なんだと思うんですね、私の理解で。違っていたら御訂正いただきたいですけれども、そこへ退出のときに届出ではなく何らかそこを防止する規制をかけて、ちょっと何を具体的に考えていらっしゃるのかよく分からないんですけども、法的にはかなり入り口が届出で出口は規制すると相当アンバランスな気がいたしますので、経済メリットとセットでよくよく法的な観点も地に足を着けた議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

大変失礼しました。私のミスで秋元委員が前に御発言を御希望だったんですけども、本当にミスで順番が入れ替わってしまいました。

秋元委員、どうぞ御発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。事務局の資料をいろいろ丁寧に整理していただいて、ありがとうございます。短期と中長期を分けて考えて行くべきだということを申し上げていたところ、11ページ目等でしっかり整理をいただいているというふうに思っています。

その上で何か申し上げたいと思いますが、14ページ目の部分で燃料確保のガイドラインといったようなところは、ほかの委員もお話にありましたけれども、コストの問題と負担の問題等が

いろいろあると思いますし、事務局の御説明でもしっかりおっしゃっていましたが、企業行動としていろいろ戦略等もあると思いますので、あまりガイドラインが厳しくなり過ぎてがちがちにしないように、縛り過ぎないような形のガイドラインをつくるならそういった形にしていただければというふうに思います。

その後の部分でいきますと、53ページ目の売り札切れの定義は非常に適切に整理をいただいているのかなというふうに思いました。57ページ目なんですけれども、予備率3%以下というところは除外というふうに読めるかと思うんですけれども、このあたりはちょっと議論が少しあるかなというふうに思っていて、長期的にはそういうことかなという気はしますが、ただ、今回暫定措置としてまず対処するという部分を考えると、災害等で非常に大きく今回と似たような事象が起こる可能性もないとは言えないというふうに思いますし、大体想定外のことが起こって、これまでも今回の事象も天然ガスの燃料が切れてくるなんていうことは想定していなかったような形で、また別の形で起こる可能性もあるかと思しますので、そういう中で1年暫定ということであれば、もう少し広く措置のカバーをかけるという手もあるんじゃないかなというふうに思いました。

59ページ目の価格に関しては、松村委員がおっしゃったことと私は同感で、若干数字の45円となると少しDRが出てきにくいかなという感じで、安過ぎるかなというふうに思いますので、もうちょっと高くてもいいかなという気はしますが、ただ、高くしてしまうとちょっと暫定措置の意味がなくなってしまうので、そのあたりはよく考えてこの数字を決定して、上限値を設定する必要があつて、急ぐことだと思いますので、ぜひ次回には決めてしまったほうがいいというふうに思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

残りが都築オブザーバーと佐藤オブザーバーですが、都築オブザーバーからどうぞ。広域機関の都築オブザーバー、聞こえていますか。

ちょっとこちらに声が届かないのですが、もしあれでしたら佐藤オブザーバー、先に発言していただけますでしょうか。

○佐藤オブザーバー

分かりました。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえます。

○佐藤オブザーバー

53ページで1つ重要なことを言い忘れました。すみません。一番最後に書いてある文章なんですけれども、これは本当に売り札切れというのを要件にするかどうかというのはちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思います。ここに書いてありますが、つまり何が言いたいかというと、45円から200円の間のお $\alpha$ 値に決めてしまったら、それは売り札切れがあろうがなかろうが単に上限を $\alpha$ 円で45円から200円の間決めてもいいんじゃないかという気がします。なぜなら売り札があるようなときはそんな高値にならないわけですし、売り札をいろいろ事務局に調べてもらいましたけれども、これを幾らにするという意味がどれぐらいあるのかなという気がして、これは非常に重要な指摘だと思いますが、この一番重要な指摘をするのを忘れてしまいまして、2度目の発言をさせていただきました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

都築オブザーバーは連絡されていますか。都築オブザーバー、どうぞ御発言をお願いいたします。

○都築オブザーバー

オブザーバーの都築です。

前段のところについて、コメントさせていただければと思います。広域機関の名前が資料の中に何か所が出てきております。実際の規則的な出口を考えた場合には、国あるいは我が方のルールブックを見渡してみて、我が方にて定めている規程とか指針ですね、そういった文書の改定につながるものかなとの理解をしております。先般、我が方からも説明の機会をいただくことができ、その場でも、私どもとして取り得るベストを尽くしたつもりですけれども、それでも経験から得られた、次なる機会に備えたアクションの方向性についても申し上げてきたところです。今回こうした内容を盛り込んでいただいているということで、事務局提案に対して賛同と感謝を申し上げます。

モニタリングについての御発言が途中あったかと思えます。例えば我がほうのところでは取りまとめている供給計画あるいは需給検証については、実需給より少し前になるので、設備的な観点でのキロワットバランスの見極めはどうしても必要となるんですけれども、キロワットアワーバランスはオペレーション次第でかなり動き得るものになるものですから、実際に実需給に向けてモニタリングを定点観測的に行いつつ情報を発信していくことで、言葉を選ばず言えば、少なくとも覚悟ができていくし、対応する人は対応していくということかと思っておりますので、意味

があることだというふうに考えております。

いずれにしても、我が方で対応する部分についても、新たに創設する要素、それから、既存のルールチューンアップとなる要素がそれぞれあると思いますが、いずれにしても、ルール整備はもちろんですけれども、その後の体制強化、それから、実際の運用も含めて取り組んでまいりたいと思っております。御理解、御協力を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。たくさん意見をいただきましたし、質問もございました。大変でしょうけれども、事務局から各委員の御発言に対してのコメント、御回答をお願いしたいと思います。

○小川電力基盤整備課長

まず、需給の関係からです。13ページ、14ページで特に燃料のガイドラインのところでも数多く御意見をいただきました。まさに御指摘いただいたとおりと考えておまして、このガイドラインの位置づけ、コストとの関係、よく整理していく必要があると思っております。

他方、これは在庫の目安とした場合に、それ自体を誰が持つというのも、誰が確保していくというのはもちろん大事であるとともに、これがひいては現状、特に日本全体で見たときに今どの状況にあるかというのを示していく目安にもなり得るかというふうに考えておまして、そういった観点からもこの目安の示し方というのはしっかり議論していきたいというふうに考えております。

それから、御質問いただいたところで村松委員から燃料の融通のところもびんと来ないというお話がございました。電力会社間であれば、電力でないか、まさにおっしゃるとおりであります。他方、日本全国どこにでも電力を融通できればそもそも燃料融通ではないんですけれども、残念ながら現時点ではまだ地域間の関係線の制約というのがある中で、実際今回も今23スライドに示していますように燃料を融通したというケースもありました。そういった意味で過渡的な措置なのかもしれませんけれども、燃料の融通というのでも考えていく必要があるかなというふうに思っております。

それから、33スライド、退出のところ、村松委員、四元委員から御指摘いただきました。抽象的で何を考えているのかよく分からないなというお話、ここは安定供給の観点からということでお示しておりますけれども、何か一方的に規制というような話ではないというふうに思っております。例えば言いますと、かなりの規模の電源がどうしても抜けていく。ここは容量市場の前、後といった話も途中ありましたけれども、そういった点も踏まえながら経済的なインセンティブあるいは何らかの規制的措置、そういった両面から検討していく必要があるかなというふ



うに思っております。

需給の関係では以上です。

○下村電力産業・市場室長

続いて市場の関係でございます。

53ページのセーフティネットの適用条件について多くの委員から適当であるという御支持の御意見を頂戴しまして、大変ありがとうございます。他方で村松委員からは、それ以外のところはどなるんでしたかという御意見をいただきまして、あと、最後、佐藤オブザーバーからもそれ以外のところというのはより需給がルーズな状態であるといったときに、そこで本当に意味があるのかといった御意見も頂戴しました。我々もこれは相当練ってこうした条件というものを御提案したわけでございますけれども、確かにこれ以外の和というのは空集合になっているかもしれないという思いも若干あるところでございまして、今回はこの2つの案をもう一度改めて整理、御提案させていただきまして、改めての御議論をいただけるとありがたいと考えているところでございます。

それから、57ページのところでございます。上げ余力が一定程度ないというところでの除外というところについてはどうかという秋元委員からの御指摘をいただきました。この点については、この冬におきましても3%起きるといったことにはならなかったわけでありまして、3%を下回るとするのは、もう本当に調整力すら足りないという状況でございまして、政府からも需給逼迫警報が発令されているというステージになります。こうしたときにセーフティなほうのインバランス料金で適切な価格シグナルになるのかどうかということ、逆に言うと、そういうこともあり得るということで2022年度以降のインバランス料金、これは佐藤オブザーバーからもありましたけれども、相当議論をした上で600円で、それでは高過ぎるということで暫定措置200円という議論がなされた結果の200円ということであると理解をしております。

なので、事務局としてはまずはこの案というふうに考えてございますけれども、またさらに御議論があればいただけるとありがたいと思うところでございます。

私からは以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

全体を通じて何か御発言、追加的にありますか。

よろしゅうございますか。大体時間もいいところまで来ているんですけども、秋元委員、大変失礼いたしました。特に発言を飛ばしたのは私の本当のミスです。御容赦いただければというふうに思います。

それで、今日は大変熱心な御議論をいただきまして、かなり細かい点ではありますが、皆さんよく考えていただいて議論していただいたというふうに思っております。

私の感想も言わせていただくと、論点というか、何をどうするか、あるいはどこをどうなったらということはかなり煮詰まってきたのかなというふうに思っています、今日も委員の中からもっとこういうところを見ろとかそういう話はあまり出なかったのかなというふうに思っています。

その意味では、事務局でまとめていただいたいろいろな対処策、こういうところでやっていくのかなということは皆さん合意の方向に行ったのかなと思いますが、ただ、それが具体的にどうなるかについては観点によっていろいろ御意見があり、例えばさっきの燃料ガイドラインについても非常に積極的な方もいらっしゃる、逆に事業者の裁量性というものを強調する方もいらっしゃる。そういったところは恐らく電力ガイドラインだけでなく全体がそうですけれども、実際にどうなっているのかというその辺のところのリアリティ、そういったところをもう少し深掘りしていただいて、また次回御提示いただくことによって、何らかの形でまとめていくのかなというふうに思っておりますので、そんなところで今日は終了ということにさせていただこうというふうに思います。

それでは、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。事務局から何か追加的な説明はいいですか。

○下村電力産業・市場室長

大丈夫です。

○山内委員長

これをもちまして、第31回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後6時27分 閉会